

## 豊橋市議会だより広告掲載基準

市議会が発行する市議会広報紙に民間事業者等の広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、豊橋市広告掲載要綱第3条及び豊橋市広告掲載基準に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項について審査し、掲載の可否を判断するものとする。

### 1. 禁止表現

読者に誤解を与えるおそれがあるため、次の表現を含んだ広告は禁止とする。

- (1) 市議会が推奨しているものと勘違いするおそれのある表現
- (2) 「超」「激安」などの過激なキャッチコピー

### 2. 市議会広報との区別

読者が豊橋市議会広報の情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため次の表現は禁止とする。

- (1) 豊橋市議会広報と類似するデザイン及び字体を使用するもの
- (2) 読者が市議会の事業であると錯誤しやすいもの

### 3. 色調

- (1) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮すること。
- (2) 赤、黒色などの原色を使用するときは、広告枠の1/4以下とすること
- (3) バランスのとれた配色とすること
- (4) ユニバーサルデザインに配慮し、視覚障害の読者にも読める配色とすること

### 4. 規格等

- (1) 広告掲載場所は裏表紙下段とし、その大きさは、天地：55mm、左右：85mmとする。
- (2) 広告枠は同号2枠のみ結合可とする。ただし、広告掲載料等、2枠として取り扱うものとする。
- (3) 刷り色は、4色とする。
- (4) 使用する文字は、原則として、広告中は10ポイント以上50ポイント以内とする。ただし、注釈やキャプションについては、10ポイント未満も可とするが、最小でも、6ポイント以上とする。38ポイント以上の文字をスミで処理しようとするときは、スミベタとせず、スミアミ80%程度をかけるものとする。
- (5) 漢字、音訓、仮名遣い、送り仮名、カタカナ表記及びローマ字のつづり方は、原則として、次の内閣告示等に準ずる。
  - ア 常用漢字表（昭和56年内閣告示）
  - イ 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示）

ウ 送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示）

エ ローマ字のつづり方（昭和 29 年内閣告示）

オ 外来語の表記（平成 3 年内閣告示）

カ 最新用事用語ブック（第 5 版）（時事通信社編）

（6）広告枠の罫線は、1.4 ポイント、色は、黒の囲み罫線とする。

（7）広報紙を切り取り割引券として使えるような広告の掲載は不可とする。

（8）広告掲載の位置は市議会が決定する。

## 5. 掲載する広告の範囲

（1）掲載する広告は、議会広報紙の性格上、その品性を害さないものとする。

（2）掲載する広告は、特定の業者及び業種に不利益を与えない中立性のあるものとする。

## 6. 広告掲載における主な禁止表現

次の表現を含んだ広告は、読者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

### （1）人材募集広告

人材募集以外の内容は表示できない。

例： 人材募集に見せかけて、別に目的があるもの（売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものや、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの等）

### （2）語学教室等

ア 授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。

イ 語学習得の安易さを強調する表現は使用しないこと。

例： 1 か月で確実にマスターできる 等

### （3）学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示すること。

### （4）資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集以外の内容は表示できない。

例： 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているもの 等

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしないこと。

(5) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等広告を掲載する事業者が、豊橋市健康政策課で広告内容についての了解を得ること。

(6) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等  
広告を掲載する事業者が、豊橋市健康増進課及び公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

(7) 介護保険法に規定するサービスその他の高齢者福祉サービス等

① サービス全般（老人保健施設を除く。）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスについて、その他のサービスと明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

例： 豊橋市事業受託者等

② 有料老人ホーム

①で規定するもののほか、

ア 愛知県の指導に基づいたものであること。

イ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

③ 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

(8) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買や賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。

エ 契約を急がせる表示はしないこと。

例： 早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(9) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。

イ 不当表示はしないこと。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

(10) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(11) 雑誌、週刊誌等

ア 個人の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

イ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

ウ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しないこと。

(12) 映画、興業等

ア いたずらに好奇心に訴える表現等は使用しないこと。

イ 内容を極端に歪め、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。

ウ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

(13) 結婚相談所、交際紹介業

ア 一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟していることを明記すること。ただし、加盟証明の提示を受けていること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。

(14) 募金等

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

イ 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(15) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。

例：「〇〇〇のバッグ50,000円」、「航空券 東京～ 福岡15,000円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(16) ダイヤルサービス

各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ、本市議会が妥当と判断したものに限る。

(17) その他の事項

ア 関係法令の遵守

当該業種において、関係法令等に広告等の制限がある場合、当該規定を遵守すること。

イ 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

ウ 比較広告

比較広告を掲載する場合、主張する内容が資料等により客観的に証明すること。

エ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかることがある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

オ 責任の所在が不明確な広告

(a) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記すること。

(b) 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話のみは認めない。

カ 肖像権、著作権

権利者から適正に使用許可を得ていること。

キ 宝石の販売

虚偽の表現でないことについて、公正取引委員会の確認を得ていること。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

ク アルコール飲料

(a) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(b) 飲酒を誘発するような表現は掲載しないこと。

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

7. 前項に定めのない業種及び広告内容については、審査会で別途協議のうえ、審査するものとする。

8. 広告表示について

(1) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称（法人名、代表者名またはその名称が通常一般に理解できるもの）、所在地及び電話番号を明記しなければならない。

※正規の団体名や会社名を使わず、通称などの別の名称で掲載する場合、その名称は、通常一般の人が理解できるものでなければならない。

(2) 官公庁、財団等の公益団体、またはブランド力のある企業と紛らわしい社名やグループ企業を記載し、いかにも関連会社であるかのような表示は確認のうえ掲載する。

※正式に登録された社名であるか確認する。

※「〇〇グループ」などの表示があるときは、事実関係を確認する。

※上記以外にも、講習会の名称に有名企業名を使用したりしている広告は事実

関係を確認する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 5 月 13 日から施行する。